

「大企業の支払期日が 60 日以内に」

---

中国でのローカル企業との取引において、価格・納期と並び「回収（支払いサイト）」が日系企業にとっての大きな課題でした。このたび、「中小企業への代金支払い保障条例」

（国务院令第 802 号）が改正され 2025 年 6 月より施行されました。

主なポイントは以下の通りです。

① 支払い期限の明確化

大企業は引渡しから 60 日以内に中小企業へ代金を支払うことが義務づけられ、支払遅延に対しては違約金の明示、ブラックリスト制度などの措置が導入されました。でんさい・手形の乱用による実質的な支払延期も禁止されました。

② 権利保護の強化

零細企業や個人事業主も対象となり、苦情処理の迅速化を目的としたオンライン申告窓口も整備されました。違反行為には企業管理者個人への処罰も含まれます。

③ 信用と融資支援

支払履歴が信用情報に反映され、延滞企業には市場参入制限などの措置がされます。金融機関には中小企業向けの債権担保融資の促進も奨励されています。

この改正を受けて BYD など大手 17 社以上が「60 日以内支払い」を宣言しており、支払サイトが長く、サプライヤーの資金繰りを圧迫していた状況に変化が見られそうです。一方で、制度の実効性が中堅企業以下にも浸透するか、また大企業が金利負担の代償としてサプライヤーに対して値下げを要求しないかが懸念されます。

今回の改正は、中小企業保護とサプライチェーン全体の健全化に向けた第一歩です。

今後の日系企業とローカル企業との取引深化にも注目が集まります。

---

私たち愛知県江蘇省サポートデスクでは、現地で事業展開をされている愛知県企業の皆さまにとって有益な情報をお届けするとともに、企業同士のつながりや情報交換の機会を広げていけるよう努めてまいります。今後も、皆さまの課題や関心に寄り添った情報提供や交流の場づくりを進めてまいりますので、ぜひご活用いただければ幸いです。